

事務補助員（委嘱員）の募集について

在アルゼンチン日本国大使館では、在留邦人実態調査事務補助員（委嘱員）を1名募集しています。応募資格等は以下の通りです。

1. 応募資格

- (1) 資格：アルゼンチン国で就労可能な査証を持っている日本人
- (2) 技能：日本語又はスペイン語のコミュニケーション能力を有する方

2. 主な委嘱業務内容

- (1) 在留邦人実態調査に係わる事務全般の補助
- (2) 在留届に係わる事務全般の補助

3. 委嘱期間

2024年7月1日から2024年10月10日までの間の40日間以内

※勤務日は別途指定。土日などの当館休館日は非勤務日。

4. 勤務時間

1日7.5時間（09:00-13:00、14:00-17:30）

※勤務時間は別途調整。

5. 委嘱料（税込み。交通費等の諸手当の支給はありません。）

委嘱料は、各人のこれまでの経歴に則した格付けを行った後に決定され支給されます。

6. 応募方法

- (1) 至急日本語による履歴書を下記のメールアドレスまでお送り下さい。
- (2) 書類選考後、応募者との面接を実施します。
- (3) お問い合わせは、電子メール（conbsas@bn.mofa.go.jp）でお願いします。

宛先：在アルゼンチン日本国大使館 領事班「在留邦人実態調査事務補助員募集」係
電子メール送付先：conbsas@bn.mofa.go.jp